ACSES ニュースレター_１９５９号（2020 年 10 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇産廃焼却施設で作業員死亡　埼玉・寄居、有毒ガスか<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:自転車で重傷事故等<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・鹿児島大贈収賄「教員発注」悪用か　大学は調査委設置へ<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・自動車運転者を使用する事業場に対する平成 31 年・令和元年の監督指導、送検等の状況を公表します
　～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち約 83％の 3,538 事業場～<厚生労働省>
・テレワーク中に会社の PC で私用メールをチェックした人は 50%超<Web 報道>
・ホームドアない駅 安全策検討へ<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島、2号機建屋に汚染ちり浮遊　規制委、初の立ち入り調査<Web報道>
・全漁連、海洋放出反対は「総意」　福島原発処理水の意見聴取会合<Web報道>
・福島への移住者原発事故訴訟　東電に6500万円賠償命令　国への請求は棄却<新聞報道>
[原子力施設全般]
・核ごみ調査、２町村受け入れ　北海道・神恵内と寿都<新聞報道>
[大水害対策]
・水門遠隔操作の一元化へ、国交省　浸水被害の軽減を目指す<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇コロナ政府対応は「場当たり的だった」　民間臨調が検証<新聞報道>
◇出張帰国者の２週間待機、免除へ　感染再拡大の懸念も<新聞報道>
◇治療薬、検査薬等
・特許を当面放棄　米モデルナのコロナワクチン<Web 報道>
・「コロナ感染を１時間で判定」　カネカの PCR 検査キット<Web 報道>
◇大学等関係
・対面授業再開の大学、「秋スタート」の新入生支援に注力<新聞報道>
・県立大、県立芸大がコロナで困窮学生に受験料免除　愛知<新聞報道>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について<Web 報道>
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医薬品
◇米製薬団体会長、日本の薬価毎年改定方針に懸念　「イノベーションに悪影響」<新聞報道>
[4] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について（10 月 8 日付）<内閣府>
[5] 廃棄物関係

紫苑（シオン、鬼の醜草（オニノシコグサ）、十五夜草（ジュウゴヤソウ）、思い草）

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省第 79 号）〈官報〉
◇プラスチック対策強化に賛成６割　使い捨て製品で意識調査〈Web 報道〉
[6] 環境安全関係
◇PM2.5 低減、国より厳しい独自目標設定へ 東京都〈新聞報道〉
◇琵琶湖の底が広範囲で酸欠、滋賀　拡大なら生態系影響も〈Web 報道〉
◇計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について：３件〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募結果、意見募集結果］　１件　　［統計資料］　１件
[8] その他省庁発表　８件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件
[10] 海外の化学物質管理情報
〇国際：３件　〇欧州：６件　〇米国：２件　〇カナダ：１件　〇オーストラリア：１件
〇スイス連邦：２件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　◇その他：２件
[付録]
◇労働者派遣法関係の一部改正
・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 170 号）〈官報〉
・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 171 号）〈官報〉
・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 346 号）〈官報〉
・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 347 号）〈官報〉
◇日本学術会議　任命拒否問題
・マスコミ報道

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇産廃焼却施設で作業員死亡　埼玉・寄居、有毒ガスか

８日午後５時４５分ごろ、埼玉県寄居町三ケ山の産業廃棄物処理会社「エコ計画寄居エコスペース」の焼却施設から「貯留槽を清掃していた男性が倒れている」と１１９番があった。委託業者の社員、小川靖史さん（６１）＝同県深谷市本田＝が貯留槽内から救出されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

寄居署は、有毒ガスが発生した可能性があるとみて、作業の安全性に問題がなかったか調べる。

署によると、貯留槽は高さ約１・５メートル、直径約１メートルの円柱形で産廃から出た汚水が入っていた。小川さんを救助しようと貯留槽をのぞき込んだ４０代の男性作業員も意識を失い搬送されたが、命に別条はないという。＜産経ニュース　2020 年 10 月 9 日＞

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:自転車で重傷事故等

＜消費者庁　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021537/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201009_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：　２件
（うち自転車１件、ウォーターサーバー１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：　５件
（うちリチウム電池内蔵充電器２件、電気冷蔵庫１件、踏み台（アルミニウム合金製）１件、
ポータブル電源（リチウムイオン）１件）

◇*事故、事件の続報*

・鹿児島大贈収賄「教員発注」悪用か　大学は調査委設置へ

鹿児島大学の物品調達をめぐる贈収賄事件で、収賄容疑で逮捕された共同獣医学部教授の窪田力容疑者（55）が、少額の発注に限って認められた「教員発注制度」を利用していた疑いがあることが県警への取材でわかった。合理化を目的に事務職員を介さずに業者を選べる仕組みが悪用された可能性がある。同大は近く、外部の有識者らを交えた調査委員会を立ち上げ、事実関係の把握や原因究明に乗り出す方針だ。

同大は2009年12月、契約事務の合理化・効率化を目的に「教員発注制度」を新設。1件当たりの契約金額が50万円未満の契約に限って、これまでは契約担当の事務職員だけに認めていた発注を教員が直接できるように見直した。口頭や電話、メール、ファクスなどで簡単に発注できる。

捜査2課によると、窪田容疑者は今年1月から9月ごろ、二十数回にわたり、主に牛の診察や研究に使う医薬品などの調達で便宜を図るなどした見返りに、贈賄容疑で逮捕された「松窪動薬資材有限会社」役員の松窪清一郎容疑者（51）らから現金約64万円とノートパソコン2台、プリンター、フェリー回数券など計7点（販売価格計37万円）を受け取った疑いがある。その際、窪田容疑者は「教員発注制度」を利用し、制度の上限に達しない範囲で発注を繰り返していたとみられる。窪田容疑者らは9日、鹿児島地検に送検された。

同大によると、500万円以上の物品購入は原則、一般競争入札だが、500万円未満は随意契約となり、このうちの50万円未満に限って教員自身による発注を認めている。この「教員発注制度」を利用して教員が発注した情報は会計システムに入力され、事務職員がその都度内容を確認。納品に際しては事務職員が教員と一緒に検品している。だが、どの業者を選ぶかは教員の裁量に任されており、チェック機能はなかったという。＜朝日新聞　2020年10月10日＞

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・自動車運転者を使用する事業場に対する平成 31 年・令和元年の監督指導、送検等の状況を公表します
～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち約 83%の 3,538 事業場～

＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xLBNcCdl1Gojwp5Y

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、平成 31 年・令和元年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙１参照）

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

平成 31 年・令和元年の監督指導・送検の概要

■ 監督指導を実施した事業場は4,283事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、3,538事業場(82.6%)。また、改善基準告示※違反が認められたのは、2,386事業場（55.7%)。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号）（別紙２参照）
■ 主な労働基準関係法令違反事項は、（１）労働時間（51.3%)、（２）割増賃金の支払（23.8%)、（３）休日（4.1%)。
■ 主な改善基準告示違反事項は、（１）最大拘束時間（40.3%)、（２）総拘束時間（34.5%)、（３）休息期間（28.1%)。
■ 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは46件。

（別紙１）　自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(平成31年・令和元年)
https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000680636.pdf
（別紙２）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について
https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000680185.pdf

・テレワーク中に会社のPCで私用メールをチェックした人は50%超

Malwarebytesは10月7日(米国時間)、「Risky business: survey shows majority of people use work devices for personal use - Malwarebytes Labs｜Malwarebytes Labs」において、在宅勤務中に社有のデバイスを個人目的で使用したユーザーが多かったという調査結果を報告し、注意喚起を行った。社有デバイスの使用に関して境界設定を行う責任は雇用主にあるとして、注意を呼びかけている。
社有デバイスを個人用途に使ったケースでは、メールの閲覧が52.6%と最も多く、これに52%のニュースチェック、37.8%のオンラインショッピング、25%のソーシャルネットワークサービスが続いている。比較的危険な行為と考えられるアプリケーションのダウンロードやインストール行っていた割合は22%、Wi-Fiホットスポットとして利用していたのは6.5%、ゲームをしていたケースは4.6%となっている。
個人がこうした行為に及んだ主な理由としては、「個人所有のPCへ操作を切り替えるよりも、仕事で使っているPCをそのまま使ったほうが便利だから」「社有デバイスのほうが性能がよいから」といったことが挙げられている。
Malwarebytesは現在のところ、危険性は比較的少ないが、社有のデバイスでどこまで個人使用を許可するかの境界を設定する責任は雇用主にあると指摘。社有PCの個人使用によって、企業全体がサイバーセキュリティの脅威にさらされる危険性があるとして、注意を呼びかけている。＜マイナビニュース　2020年10月9日＞

・ホームドアない駅 安全策検討へ

全国の鉄道の駅のうち、転落事故を防ぐホームドアがない駅について、国土交通省は視覚障害者の事故を防ぐ安全対策を検討することになりました。
駅のホームドアは、１日あたり１０万人以上の利用者がいる駅を中心に設置が進められていますが、工事に時間とコストがかかり、設置が完了したのはことし３月末時点で全国の駅で１割程度にとどまっています。
ことし７月には、視覚障害の男性がホームドアのない駅で転落し電車にはねられて死亡するなど事故が後を絶たないことから、国土交通省はホームドアのない駅の安全対策について、９日から鉄道会社などと検討を始めます。
検討会では、ホームに設置されているカメラで線路に転落しそうになっている人を自動で検知して駅員に知らせる新たな取り組みで、ことし４月、小田急線の経堂駅で実際に男性の転落を防いだ事例などが紹介されます。
国土交通省は、視覚障害者団体の代表や専門家から意見を聞くなどして、来年３月までに具体的な事故防止策を取りまとめるとしています。＜NHK　2020年10月9日＞

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島、2号機建屋に汚染ちり浮遊　規制委、初の立ち入り調査

原子力規制委員会は8日、東京電力福島第1原発2号機の原子炉建屋を現地調査した。水素爆発を免れた2号機は建屋内の放射線量が高く、地上5階まである建屋の上部に人が立ち入っての調査は初めて。事故から9年半が過ぎた現在も、放射性物質に汚染されたちりが建屋内に浮遊しているとみられることが分かった。

規制委によると、5 階に設置された原子炉格納容器のふたの内側に多量の放射性物質が付着し、高線量の原因となっているとみられる。

調査は同日午前から開始。全面マスクと防護服に身を包んだ更田豊志委員長ら調査チームの 13 人が、険しい表情で建屋に入った。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

・全漁連、海洋放出反対は「総意」　福島原発処理水の意見聴取会合

東京電力福島第 1 原発で増え続ける処理水の処分方針決定に向けた政府の第 7 回意見聴取会合が 8 日、東京都内で開かれた。全国漁業協同組合連合会（全漁連）が出席し、有力視される海洋放出に関し岸宏会長が「風評被害の発生は必至で、わが国の漁業の将来に壊滅的な影響を与えかねない。漁業者の総意として絶対反対だ」と強調した。

全漁連は 6 月の通常総会で「海洋放出に断固反対」とする特別決議を全会一致で採択している。

岸会長は、意見表明後に政府側から「風評被害の払拭に向けて重要と考える点は何か」などと問われたが「海洋放出をしない。これに尽きる」と答えた。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

・福島への移住者原発事故訴訟　東電に 6500 万円賠償命令　国への請求は棄却

首都圏などから福島県田村市に移住した住民ら 53 人と 1 社が、東京電力福島第 1 原発事故で「自然との共生生活を喪失した」などとして国と東電に約 16 億 8900 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（中吉徹郎裁判長）は 9 日、国への請求を棄却し、東電に約 6500 万円の支払いを命じた。

判決は、政府の地震調査研究推進本部が 2002 年に公表した地震予測「長期評価」に基づき、国は約 15・7 メートルの津波が来るとの試算結果を得ることができたとしつつ、精度や確度は不十分だったと認定。国の責任を認めなかった。

東電については、過失の有無に関係なく原子力事業者は原子力損害賠償法に基づき賠償責任を負うと指摘。事故で住民らが取得した不動産が使えなくなったとして損害を認めた。東電ホールディングスは「判決内容を精査し、対応を検討する」とした。

同種訴訟の 1 審はこれまで 7 件が国の責任を認め、6 件が認めず、判断が分かれている。国の責任が控訴審で初めて判断された 9 月の仙台高裁判決は責任を認めた。＜毎日新聞　2020 年 10 月 9 日＞

[原子力施設全般]

・核ごみ調査、２町村受け入れ　北海道・神恵内と寿都

高レベル放射性廃棄物（核のごみ）最終処分場の建設立地を巡り、北海道寿都（すっつ）町の片岡春雄町長は８日、選定手続きの第１段階に当たる文献調査に応募すると表明した。約４０キロ北の神恵内（かもえない）村も同日、文献調査への応募検討を求める地元商工会の請願を臨時議会で採択し、高橋昌幸村長が調査受け入れを事実上表明した。２町村は９日、調査に向けた手続きに入る。

文献調査への応募は、高知県東洋町が２００７年に応募（その後撤回）して以来で、１７年に国が建設適地を示した「科学的特性マップ」の公表後初めてとなる。停滞していた選定プロセスが大きく動き出し、全国の自治体に波及する可能性が出てきた。＜毎日新聞　2020 年 10 月 9 日＞

・核ごみ調査応募表明　住民置き去り意見反映「不十分」根強く　北海道・寿都、神恵内＜毎日新聞　2020 年 10 月 9 日＞

・文献調査、交付金のうまみ　核ごみ立地 2 町村名乗り　阻めなかった北海道＜毎日新聞　2020 年 10 月 8 日＞

[大水害対策]

・水門遠隔操作の一元化へ、国交省　浸水被害の軽減を目指す

国土交通省は 2021 年度、住宅の浸水や田畑冠水を防ぐ水門、排水ポンプ場について、地域一帯でまとめて遠隔操作できるシステムの開発に乗り出す。現在は施設管理者がばらばらに操作しているため、連携がうまくいかず、大雨が降った際に 1 カ所でも遅れると浸水の恐れがある。豪雨が年々激しくなる中、操作を一元化して被害の軽

減を目指す。

河川は普段、支流から本川へ流れ込む。大雨で本川の水位が上がると、逆流して支流周辺にあふれることがあり、合流部にある水門の開閉や、ポンプによる強制排水で調節している。

実際の操作は、施設を管理する自治体などが町内会、消防団に依頼する場合が多い。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 10 月 10 日版）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14070.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-o5zThlb6lQdwCBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 10 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10月10日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 10 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14072.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14071.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・世界の新規感染者、最多更新　１日３５万人、欧州で拡大―新型コロナ・ＷＨＯ＜時事通信　2020 年 10 月 10 日＞

・仏、1 日で 2 万人感染を確認　最多更新、「第 2 波」強まる＜共同通信　2020 年 10 月 10 日＞

・ドイツ、コロナ感染増止まらず　４月以来の４０００人＜時事ドットコム　2020 年 10 月 9 日＞

・ブラジルの感染者は 5 百万人超　死者は 14 万人＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

・都内で施設内感染比率高まる　70 代以上の感染経路で最多　専門家「警戒を」＜毎日新聞　2020 年 10 月 9 日＞

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2q5Tbjl7ynQ948BY

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のオンライン申請受付開始について

＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=LdQH8wZbUZduSTq_Y

◇コロナ政府対応は「場当たり的だった」　民間臨調が検証

政府から独立した立場で日本の新型コロナウイルス感染症への対応を検証した「新型コロナ対応・民間臨時調査会」（委員長=小林喜光・三菱ケミカルホールディングス会長、政府規制改革推進会議議長）は 8 日、政府の対応は「場当たり的」だったが、結果的に、先進諸国の中では死亡率が低く経済の落ち込みも抑えられた、とする報告書を公表した。学校の一斉休校をめぐり、政治家同士の意思疎通の齟齬（そご）があったことも盛り込まれた。

臨調を発足させたのは民間シンクタンク「アジア・パシフィック・イニシアティブ」（船橋洋一理事長）。国内

で感染者が初めて確認された１月から約半年間の対応について、安倍晋三首相や菅義偉官房長官、西村康稔経済再生相、横倉義武日本医師会長のほか、内閣官房や厚生労働省、経済産業省などの行政官ら（いずれも当時）計83 人に延べ 101 回のインタビューとヒアリングを行った。

報告書には、2 月 27 日に安倍氏が政府対策本部の会合で、「全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週 3 月 2 日から春休みまで、臨時休業を行うよう」と突然の一斉休校を要請した際の経緯が記された。

それによると、会合前の午後１時半ごろ、萩生田光一文部科学相が首相官邸で「本当にやるんですか、どこまでやるんですか」と安倍氏を問い詰めた。反対する萩生田氏に対し、安倍氏は「国の責任で全て対応する、それでもやった方がいいと思う」と述べたという。

報告書はこの決定を、「学校給食や学童保育の拡充の問題など教育現場に混乱をもたらした」だけでなく、これに対する批判的な世論が水際対策の遅れにもつながったとみている。政府の専門家会議の関係者は聞き取りに、「疫学的にはほとんど意味がなかった」と述べている。

萩生田氏は「正しかったか間違っていたかの結論はまだ持っていない」としながらも、「一斉休校を契機にマスクがマストになった。大げさなことをいえば、世界的な感染拡大の防止の一翼を日本国としては先陣を切って果たすことができた」と述べた。

安倍氏は「難しい判断だった。あのときは二つの理由があった。学校でパニックが起きる、それを防ぐ。もう一つは感染した子どもたちを通じて、おじいちゃん、おばあちゃんが感染するリスクもあった」と振り返っている。

安倍氏はまた、緊急事態を１カ月で脱出するためには「人と人との接触を最低で７割、極力８割削減」が必要として国民に協力を呼びかけた。ただ、この時「私としては８割削減ができればいいけれど、強制力がないので、そこが心配だった」との心情を吐露した。

報告書は、様々な制約の中で「場当たり的」な判断の積み重ねであったとして、今後の流行への備えを訴えた。特措法などを早急に見直し、罰則などの強制力を持った規定を設けることや、公衆衛生のために経済的犠牲を強いられる企業や個人には一定の経済的補償をすべきだと提言した。新型コロナの流行期に、こうした対応を総括した報告書は世界的にも珍しいという。今後、英語版を作って世界に発信する予定という。＜朝日新聞　2020 年 10 月 8 日＞

◇<u>出張帰国者の２週間待機、免除へ　感染再拡大の懸念も</u>

政府が水際対策の抜本的な緩和に乗り出す。全世界を対象に、海外出張帰りの日本人などについて、帰国後の 2 週間待機を免除する。入国拒否の初解除にも踏み切る。いずれも今月下旬に決定し、11 月から実施する方向だ。背景には、経済再生を重視する菅義偉首相の強い指示があった。

政府が検討している緩和策の柱は、大きく分けて二つある。一つが日本帰国後の 2 週間待機の免除で、日本人の海外出張に加え、在留資格のある外国人の再入国が対象。海外出張などの出入国を促し、経済活動を後押しする狙いがある。

免除を希望する人には、帰国後に仕事をする場所などを記した活動計画書や、企業などの受け入れ責任者が防疫措置を確約する誓約書を提出してもらう。そのうえで公共交通機関を使わない前提のもと、自宅と職場の往復に限って移動を認める。違反すれば企業名を公表する措置も検討する。

これまで政府は、出入国緩和を慎重に進めてきた。感染状況の落ち着いているアジアなどの 16 カ国・地域を選び、対象もビジネス関係者に絞って、6 月から往来再開に向けた交渉を開始。すでに韓国や台湾、タイ、ベトナムなど 10 カ国・地域と行き来が始まった。

想定より増えなかった入国者

今月からは全世界からの入国緩…　＜朝日新聞　2020 年 10 月 9 日＞

◇<u>治療薬、検査薬等</u>

・<u>特許を当面放棄　米モデルナのコロナワクチン</u>

米バイオ医薬品企業モデルナは８日、開発中の新型コロナウイルスのワクチン候補について、パンデミック（世

界的大流行）が続く間は特許権を行使しない意向を表明した。他社がモデルナの技術を活用できるようになり、ワクチン開発を広く促すことが期待される。

米モデルナ、ワクチンは大統領選後に　トランプ氏期待も間に合わず

モデルナは、自社の特許技術を使ったとみられる複数のコロナワクチンが開発されていると指摘。「パンデミックをできるだけ早く終わらせるために、われわれの資源を活用する義務がある」と説明した。同社はまた、コロナワクチン関連の特許を他社にライセンス供与する用意があると表明した。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 9 日＞

・ワクチン共同購入 170 カ国超に　国際枠組み、中国や韓国も参加＜共同通信　2020 年 10 月 10 日＞

・途上国のワクチンに 1.3 億ドル　外相、国際会議で表明＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

・レムデシビル、コロナ回復早める　臨床試験で最終結果＜共同通信　2020 年 10 月 9 日＞

・「コロナ感染を 1 時間で判定」　カネカの PCR 検査キット

カネカは 8 日、新型コロナウイルス感染の有無を 1 時間以内に判定できる PCR 検査キットを医療機関や検査施設向けに発売したと発表した。価格は 100 回分で 12 万 1 千円。子会社を通じて販売する。

カネカによると従来の PCR 検査は唾液や鼻、のどなどから採取した検体から不純物を除去し、ウイルスの遺伝子を取り出す工程が必要だが、独自の処理技術で検査時間の大幅短縮を実現した。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

◇大学等関係

・対面授業再開の大学、「秋スタート」の新入生支援に注力

新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンライン授業を続けてきた大規模大学でも、後期（秋学期）から対面授業を再開し始めた。各大学が特に気を配るのは、通常のキャンパスライフを経験できないできた新入生だ。改めてガイダンスを開くなどして、1 年生が友人を作りやすいようサポートする大学もある。

中部大学（愛知県春日井市）は 9 月 25 日、秋学期から対面授業を基本にすることにした。学生は検温を受け、特設の手洗い場に立ち寄ってから教室に向かった。最寄りの JR 中央線神領駅のバス乗り場には「車内での会話は控える」などと書かれたのぼりが立つ。構内が過密にならないよう、授業の開始時間に合わせて分散して乗車するよう学生に求める。

人文学部の授業「応用言語学 B」では、2、3 年生約 60 人が間隔を空けて着席。三上仁志講師（35）は冒頭にマスクの着用や授業前後の消毒徹底などを呼びかけた。

2 年生の向井日紀（ひのり）さん（19）は「久々に先生の顔を見て授業が受けられてよかった。オンライン授業だとカメラをオフにする人も多かったので、ほかの学生の反応を感じて勉強できるのはやっぱりいい」。

図書館では「密」を防ぐために…　　＜朝日新聞　2020 年 10 月 8 日＞

・県立大、県立芸大がコロナで困窮学生に受験料免除　愛知

愛知県立大（長久手市）と愛知県立芸術大（同）は 7 日、新型コロナウイルスの影響などで経済的に困窮している受験生を対象に、来年度入試の受験料を免除すると発表した。

2 大学を運営する県公立大学法人によると、免除するのは住民税非課税世帯の受験生。2 大学の学部入試（一般、学校推薦型、総合型）と大学院入試が対象になる。受験料は学部 1 万 7 千円、大学院 3 万円だった。

コロナ禍で収入が減り困窮する世帯が増えていることを受け、生活保護世帯などの受験生の受験料を免除している従来の制度を拡充することにした。約 4300 人いる受験生のうち、170 人程度が免除になる見込みという。

コロナに伴う受験料免除は、名古屋市立大も来年度入試で行うことを決めている。＜朝日新聞　2020 年 10 月 8 日＞

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】（10/7 更新）

＜大学プレスセンター　2020 年 10 月 7 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】（10/1 更新）
＜大学プレスセンター　2020 年 10 月 1 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

◇マスコミ報道　見出し
・ベルギーの首都で全カフェ閉店　感染深刻化で１カ月間＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞
・ニューヨーク、一部で営業再規制　クラスター発生受け＜共同通信　2020 年 10 月 9 日＞
****

[3] *医薬品等*
◇米製薬団体会長、日本の薬価毎年改定方針に懸念　「イノベーションに悪影響」
　米国研究製薬工業協会（PhRMA）のジョバンニ・カフォリオ会長は 9 日、日本向けに行ったウェブ記者会見で、保険証を使って購入する医薬品の値段「薬価」の改定について、政府が 2 年に 1 回引き下げてきたのを財政負担軽減のため来年から毎年改定する方針を示していることに「革新的な医薬品を年次の薬価引き下げの対象とするのは日本のイノベーションに悪影響を与える。製薬企業の投資先として日本の優先順位を下げることにもなる」と懸念を表明した。
　7 日に菅義偉首相とテレビ電話会議を行った際にも懸念を伝えたとした。
　カフォリオ会長は、少子高齢化で増えゆく社会保障費の伸びを抑える財源が「薬価頼み」となっている日本の現状について「持続可能ではなく、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）の教訓からリセットする機会だ」と指摘。同席したクリス・フーリガン在日執行委員長は「イノベーションのエンジンを守っていく必要がある」と強調した。
　毎年改定は首相が官房長官を務めていた当時、肝いりで導入が決まった。来年 4 月から実施予定だが、業界団体や与党議員らには「新型コロナで対応は困難だ」などと反発もある。改定対象とする具体的な薬の範囲などは年末までに決めることとなっている。＜毎日新聞　2020 年 10 月 9 日＞
****

[4] *食品安全衛生関係*
◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について（10 月 8 日付）
＜内閣府　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2020/index.html#lst10
　対象食品：ヴァームスマートフィットウォーター
****

[5] *廃棄物関係*
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省第 79 号）
　　［官報］　令和 2 年 10 月 9 日　本紙　第 349 号　7 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490007f.html
---

◇プラスチック対策強化に賛成 6 割　使い捨て製品で意識調査
　暮らしの中で「不要な使い捨てプラスチック製品や過剰包装が多い」と感じる人が約 80％に上り、「レジ袋以外にも使い捨てプラ製品の有料化や使用規制を進めるべきだ」と考える人が約 60％を占めたとのオンラインアンケートの結果を、グリーンピース・ジャパンが 8 日、発表した。
　深刻な海のプラごみ汚染への危機感が背景にあるとみられ、グリーンピースは「企業には人々のニーズに合った商品やサービスの提供、政府にはそのための後押しが求められる」と指摘した。
　民間の調査会社に依頼し、9 月 25～27 日に国内在住の 18～79 歳の男女計千人から回答を得た。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞
****

[6] *環境安全関係*
◇PM2.5 低減、国より厳しい独自目標設定へ 東京都

東京都は、大気汚染を引き起こす微小粒子状物質「PM2・5」の空気中濃度の低減に向け、国の基準よりも厳しい独自の数値目標を設ける方針を固めた。国の基準値は年平均で1立方メートルあたり15マイクログラム以下だが、都は80ある全測定局の年平均濃度を2030年度までに10マイクログラム以下とすることを目指すという。

PM2・5は空気を漂う小さな粒子で、車の排ガスや工場の排煙などが発生源とされる。肺の奥深くまで入り、ぜんそくや心臓病などへの悪影響が報告されている。

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴って、PM2・5の排出は低減傾向にあるとみられる。都の関係者によると、30年度までの数値目標を都が独自に設定することで、大気環境の改善を推し進める狙いがあるという。＜朝日新聞　2020年10月10日＞

◇琵琶湖の底が広範囲で酸欠、滋賀　拡大なら生態系影響も

滋賀県は9日、琵琶湖北部の深層が広範囲で酸素不足になっているとの調査結果を発表した。酸素を豊富に含んだ上層の水が冬に冷えて沈む「全層循環」が、暖冬の影響で2年続けて十分に起きなかったためとみられる。県は「低酸素の水域がさらに拡大すれば、生態系や漁業に悪影響が生じる恐れがある」とした。

調査は9月に県北西部の高島市沖で実施。水深90メートルの湖底7カ所で水中の酸素濃度を調べると、6カ所で水中生物の生存が難しくなる1リットル当たり2ミリグラムを下回り、5カ所ではほぼ無酸素の状態だった。複数箇所でほぼ無酸素となるのは1979年の観測開始以来初めて。＜共同通信　2020年10月9日＞

◇（仮称）能登里山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月9日＞　https://www.env.go.jp/press/108514.html

◇（仮称）鉢伏山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月9日＞　https://www.env.go.jp/press/108504.html

◇（仮称）京ヶ森風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月9日＞　https://www.env.go.jp/press/108497.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇化学物質リスク評価室　宗兼令和2年度化学物質安全対策（すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査）の実施に係る公募（入札可能性調査）の結果について

＜経済産業省　2020年10月9日＞

https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2020/s201009001.html?from=mj

---

[統計資料]

◇鉱工業総供給表（2020年8月分）

＜経済産業省　2020年10月9日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/utiwake/result-1.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[8] ***その他省庁発表***

◇労働者派遣法関係の一部改正

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第170号）

［官報］　令和2年10月9日　本紙　第349号　2～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490002f.html

---→ *末尾［付録］*

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 171 号）

［官報］ 令和２年 10 月９日 本紙 第 349 号 3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490002f.html

---→ 末尾［付録］

・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 346 号）

［官報］ 令和２年 10 月９日 本紙 第 349 号 5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490005f.html

---→ 末尾［付録］

・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 347 号）

［官報］ 令和２年 10 月９日 本紙 第 349 号 6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490006f.html

---→ 末尾［付録］

◇令和元事業年度 財務諸表等関係

（国立大学法人） 86 大学

［官報］ 令和２年 10 月９日 号外 第 212 号 2～585 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009g00212/20201009g002120002f.html

（大学共同利用機関法人） ４機構

［官報］ 令和２年 10 月９日 号外 第 212 号 585～608 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009g00212/20201009g002120585f.html

---

◇国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 中間とりまとめ（令和２年９月）

＜文部科学省 2020 年 10 月９日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvracuuos5d3CbM

◇令和３年度からの私立大学の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧（令和２年 10 月９日）

＜文部科学省 2020 年 10 月９日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvracuuos5d3CbK

◇大学等の設置者変更予定一覧

＜文部科学省 2020 年 10 月９日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvracuuos5d3CbL

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会 10 月 16 日

＜厚生労働省 2020 年 10 月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yr5Dfilr2mQt8lBY

１ 個別労災請求事案に係る医学的事項について

２ その他

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和２年度第６回）議事概要 ９月 18 日

＜厚生労働省 2020 年 10 月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVSHc4bb0RfuybQ_Y

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・令和２年度第７回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　10 月 16 日

＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9YF8QRZU5VsSze9Y

（１）　個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）　その他

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 508 号　2020 年 10 月 7 日　から＞

〇国際

・Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA)

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 10 月 1 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-assessment/iata-integrated-approaches-to-testing-and-assessment.htm

OECD は、試験と評価のための統合的アプローチ(IATA)のケーススタディプロジェクトにより、多様なリードアクロスアプローチを説明する 8 つの新しいケーススタディーが公開されたと報じている。

公開された 8 つの新しいケーススタディー　→

http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono(2020)24&doclanguage=en

・NANOMET: Towards tailored safety testing methods for nanomaterials

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 10 月 1 日＞　http://www.oecd.org/chemicalsafety/nanomet/

OECD は、工業用ナノマテリアルの様々な側面について探求しており、ナノマテリアルの特性を試験するため、国際的に標準化された試験方法の検討のためのプロジェクト「NANOMET」を紹介している。

・Portal on Per and Poly Fluorinated Chemicals

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 10 月 1 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/

OECD は、食品包材(紙および板紙)中のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の化学的および非化学的代替の商業的入手可能性や現状の使用に関する報告書を掲載した。

OECD の食品包材中の PFAS 報告書　→

http://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/PFASs-and-alternatives-in-food-packaging-paper-and-paperboard.pdf

---

〇欧州

・Country information (Competent Authorities, Notifications)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2020 年 10 月 2 日＞

http://www.unece.org/trans/danger/publi/adr/country-info_e.html

UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する欧州協定(ADR)のエストニア共和国およびトルコ共和国の更新された当局情報を掲載した。

・Industrial pollution - European Pollutant Release and Transfer Register (updated rules)

＜欧州委員会(EC)　2020 年 9 月 28 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12583-Industrial-pollution-revision-of-the-European-Pollutant-Release-and-Transfer-Register-

欧州委員会は、欧州の PRTR 規則を更新する活動ロードマップへの意見募集を開始した。目的は、(1)情報への公衆のアクセスを改善(2)産業排出物に密接に関連する法律の改正(3)汚染ゼロ、気候中立性、生物多様性、欧州グリーンディールの目標達成を支援することと説明している。意見提出は 2020/10/26 まで。

・EU Action Plan Towards a Zero Pollution Ambition for air, water and soil

＜欧州委員会(EC)　2020 年 10 月 1 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12588-EU-Action-Plan-Towards-a-Zero-Pollution-Ambition-for-air-water-and-soil

欧州委員会は、大気、水域、および土壌への汚染ゼロ目標に向けた欧州行動計画のロードマップへの意見募集を開始した。意見提出は2020/10/29まで。

・MOTION FOR A RESOLUTION

＜欧州議会（EU Parliament） 2020年9月30日＞

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2020-0308_EN.html

欧州議会は、欧州委員会の食品への酸化チタンの使用を引き続き許可する規制案に反対し、委員会に規制案を撤回するよう要請。予防原則を適用し、許可された食品添加物の連合リストから酸化チタンを削除するよう欧州委員会に要請する決議への動議(MOTION FOR A RESOLUTION)を掲載した。

・Final issue of ECHA Newsletter published

＜欧州化学品庁(ECHA) 2020年9月29日＞

https://www.echa.europa.eu/-/final-issue-of-echa-newsletter-published

ECHAはECHA Newsletter 9月号（2020年第3版)(最終号)を掲載した。ECHA Newsletterは今回で終了し、2021年初頭にニュース記事はECHA Weeklyにリンクされる予定と説明している。

ECHA Newsletter September 2020 Issue 3 → https://newsletter.echa.europa.eu/

・ECHA Weekly - 30 September 2020

＜欧州化学品庁(ECHA) 2020年9月30日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-30-september-2020

ECHAはECHA Weekly の2020/9/30版を掲載した。

〇米国

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Procedures for Requesting a Chemical Risk Evaluation Under TSCA

＜米国環境保護庁(US EPA) 2020年9月29日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/29/2020-21528/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-procedures

EPAは、TSCAの下で化学物質のリスク評価を要請する手続きに関する情報収集要求(ICR)を審査と承認のため管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。この提出は2020/9/30で期限切れとなる現行のICRを延長するためのもので、意見提出は2020/10/29まで延長されると説明している。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Notification of Chemical Exports-TSCA Section 12(b) (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA) 2020年9月30日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-21615/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-notification

EPAは、TSCA第12条(b)－化学物質の輸出通知に関する情報収集要求(ICR)を審査と承認のため管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。この通知への意見提出は2020/10/30まで。

〇カナダ

・Other polymers group

＜カナダ 2020年10月3日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/other-polymers-group.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、その他のポリマーグループ:PHMB、DGEBA-DA resin、Soya alkyd resin、およびPolyurethane-33のスクリーニング評価案を公開し、2020/12/2まで60日間の意見募集を開始した。

カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-03/html/notice-avis-eng.html#na5

〇オーストラリア

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval
＜オーストラリア　2020 年 9 月 29 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-2
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、CAS-RN 760987-80-2、1062586-89-3、125496-18-6、および 152231-43-1 の化学物質のインベントリリストの条件を変更した。これは、機密ビジネス情報(CBI)として扱われる工業化学品の名称の承認が取り消されたためとしている。

○スイス連邦

・Technical Barriers to Trade Information Management SystemRegular notification G/TBT/N/CHE/249
＜スイス連邦　2020 年 9 月 30 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167828?FromAllNotifications=True
スイス連邦公衆衛生局(BAG)は、化学リスク低減条例 ORRChem の附属書 1.10 を WTO/TBT 通報した。この付属書には 15 の追加物質が含まれており、 移行期間が終了すると、これらの発がん性、変異原性、または生殖毒性(CMR)物質を一般の人に供給することは禁止さる。この通報への意見提出は 2020/11/6 まで。WTO/TBT 通報文書（ドイツ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHE/20_5845_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CHE/250
＜スイス連邦　2020 年 9 月 30 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167829?FromAllNotifications=True
スイス連邦公衆衛生局(BAG)は、危険な物質および調剤に対する保護に関する条例の附属書 2 および 3 を WTO/TBT 通報した。これは物質および調剤の分類、表示、および包装に関する技術規則を更新し、欧州連合の技術進捗(欧州 CLP 規則の第 15 ATP)に適合させるもので、2022/3/1 から発効する。この通報への意見提出は 2020/11/6 まで。
WTO/TBT 通報文書（ドイツ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHE/20_5846_00_x.pdf
****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV ワクチン）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html
---

・ＨＰＶワクチンに関するリーフレットを改訂しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=LdQH8wZbUZduSc6_Y

◇*その他*

・筑波大学長選で学内紛糾　選考規則巡り教職員有志が質問状

今月実施される筑波大学長の学長選で、学内が紛糾している。学長選考会議が学長の通算任期の上限を撤廃したり、教職員による「選挙」とも言える候補者への投票を選考要件から外したりしたことが原因で、教職員有志による「筑波大学の学長選考を考える会」が、「事前に教職員への説明がなかった」などとして選考会議に公開質問状を提出する事態となっている。

提出は７日付。質問状によると、選考会議は４月、選考に関する学内規則の改正を教職員に通知。「大学の顔が短期間で変わることは望ましくない」などとして、最長６年間だった学長の通算任期の上限を撤廃し、同じ人物が制限なく学長を務められるよう規則を変更した。

教職員による投票結果を選考に反映する「意見調査」についても選考会議は、改正国立大学法人法の施行通知で「学内の意見に偏る選考方法は、選考会議の主体的な選考の観点から適切と言えない」との考え方が示されたことを理由に、実施しないことにした。投票は教育研究評議会が「意見聴取」として実施するが、結果は選考の要件になっていない。

同会は、２００６年に規則改正を審議した際には、教員が質問書や要望書を提出する機会が設けられたが、今

回はなかったことを指摘。「審議の公開性の見地から懸念を持っている」として、選考会議に対し、教職員による投票を廃止した根拠などを問う公開質問状を提出した。

次期学長は、選考会議が２０日に選出する予定。教職員に５日付で公示した候補者は、２１年３月に任期満了を迎える永田恭介学長と生命環境系長の松本宏教授の２人。評議会が９月中旬までに実施した意見聴取では、対象の教職員５４４１人のうち１６４８人が投票し、得票数は松本氏が９５１票、永田氏が５８４票。規定に基づき、評議会は順位を付けずに２人とも候補者として選考会議に推薦した。

現職の永田氏は前学長が脳梗塞（こうそく）の治療のために退任したことを受け、１３年４月から任期を引き継ぐ形で学長を務めている。現在までに２回再任され、例外的に最長６年の任期を超えて任されている。

同会は現職の在任中に選考規則が改正され、本人に適用されていることを問題視しており、学内の関係者は「不透明な任期延長で、民主的とは言えない。構成員となる教職員の意見を聴くべきだ」と批判している。

同会は１３日までの回答を求めている。これ以前にも教職員組合などが９月に２回、同じ内容の公開質問状を大学に提出したというが、同会は「選考会議に届けられていない」としている。

筑波大は毎日新聞の取材に対し「選考は法に基づき、大学が定めたルール・プロセスで審議を続けている」と説明。同会の指摘については「次期学長予定者の決定後、記者会見する」とした。＜毎日新聞　2020 年 10 月 10 日＞

・<u>「東京大学債」を 16 日発行　国立大初、200 億円</u>

東大は 8 日、国立大で初めて大学債を 16 日に発行すると発表した。「ポストコロナ」時代の社会的課題に取り組むプロジェクトに使途を限定した「社会貢献債」として、200 億円を発行する。今後 10 年で計 1 千億円規模の資金調達を見込む。

償還期間は 40 年で、金利は 0.823%。新型コロナ感染拡大を踏まえ、オンライン講義のための施設改修などに加えて、「ハイパーカミオカンデ」など最先端の大型研究施設整備にも充てる。

国立大を運営する国立大学法人は従来、付属病院整備など直接収入が見込める事業にしか債券を発行できなかったが、今年 6 月の政令改正で要件が緩和された。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

****

[付録]

◇*<u>労働者派遣法関係の一部改正</u>*

・<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 170 号）</u>

［官報］　令和 2 年 10 月 9 日　本紙　第 349 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490002f.html

〇厚生労働省令第 170 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十一条の二第一項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第四条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 10 月 9 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（待遇に関する事項等の説明） **第二十五条の十四**　（略） ２　法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三（略） 四　法第三十条の二第一項の規定による教育訓練及び同条第二項の規定による援助の内容	（待遇に関する事項等の説明） **第二十五条の十四**　（略） ２　法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三（略） （新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則</td><td>第二十一条第三項の規定による書面の記載</td></tr>
<tr><td>第三十三条の三第三項の規定による書面の記載</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則</td><td>第二十一条第三項の規定による書面の記載</td></tr>
<tr><td>第三十三条の三第三項の規定による書面の記載</td></tr>
<tr><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

・<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 171 号）</u>

［官報］　令和２年 10 月９日　本紙　第 349 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490002f.html

○厚生労働省令第 171 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十三条第五項、第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十七条第一項第十三号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 10 月９日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（情報提供の方法等） **第十八条の二**　法第二十三条第五項の規定による情報	（情報提供の方法等） **第十八条の二**　法第二十三条第五項の規定による情報

の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。	の提供は、事業所への書類の備付、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（法第三十条の措置の実施の方法）	（法第三十条の措置の実施の方法）
第二十五条の二　（略）	第二十五条の二　（略）
２　（略）	２　（略）
３　派遣元事業主は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならない。	３　派遣元事業主は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならない。
（法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）	（法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）
第二十五の三　法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。	第二十五の三　法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等（同項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。
（法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項）	（法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項）
第三十一条　法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	第三十一条　法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　第二十五条の二第三項の規定により聴取した内容	十　第二十五条の二第三項の規定により聴取した内容
十一・十二　（略）	十一・十二　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 346 号）

［官報］　令和２年 10 月９日　本紙　第 349 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490005f.html

○厚生労働省告示第 346 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年一月一日から適用する。

令和２年 10 月９日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示

（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第一条　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 (一)～(四)　（略） (五)　派遣労働者に対するキャリアアップ措置 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を説明しなければならないこと。 また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを説明しなければならないこと。 ハ～ホ　（略） (六)～(十)　（略） 九～十六　（略）	第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 (一)～(四)　（略） (五)　派遣労働者に対するキャリアアップ措置 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を周知するよう努めること。 また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを周知するよう努めること。 ハ～ホ　（略） (六)～(十)　（略） 九～十六　（略）

（派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第二条　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第二　派遣先が講ずべき措置 一～六　（略） 七　適切な苦情の処理 (一)　（略） (二)　苦情の処理を行う際の留意点等 派遣先は、派遣労働者の苦情の処理を行うに際しては、派遣先の労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）上の使用者性に関する代表的な裁判例や中央労働委員会の命令に留意し、特に、労働者派遣法第四十四条の規定により派遣先の事業を派遣中の労働者を使用する事業と、労働者派遣法第四十万条及び第四十六条の規定により派遣先の事業を行う者を派遣中の労働者を使用する事業者と、労働者派遣法第四十七条の二から第四十七条の四までの規定により労働者派遣の役務の提供を受ける者を派遣労働者を雇用する事業主とみなして労働関係法令を適用する事項に関する苦情については、誠実かつ主体的に対応しなければならないこと。また、派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めるととも	第二　派遣先が講ずべき措置 一～六　（略） 七　適切な苦情の処理 (一)　（略） (二)　苦情の処理を行う際の留意点等 派遣先は、派遣労働者の苦情の処理を行うに際しては、派遣先の労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）上の使用者性に関する代表的な裁判例や中央労働委員会の命令に留意すること。また、派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めるとともに、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

に、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。 八～十八　（略）	八～十八　（略）

（日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第三条　旦雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第二　日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 一～四　（略） 五　労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置 （一）　（略） （二）　派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に日雇派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、互いに連携して、当該派遣先の関連会社での就業のあっせん等により、当該労働者派遣契約に係る日雇派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。<u>また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該日雇派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等に基づく責任を果たすこと。</u> （三）・（四）　（略） 第五　旦雇派遣労働者に対する就業条件等の明示 一　派遣元事業主は、労働基準法第十五条の規定に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項（労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。）及び退職に関する事項についで、書面の交付（労働基準法施行規則	第二　日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 一～四　（略） 五　労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置 （一）　（略） （二）　派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に日雇派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、互いに連携して、当該派遣先の関連会社での就業のあっせん等により、当該労働者派遣契約に係る日雇派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。 （三）・（四）　（略） 第五　旦雇派遣労働者に対する就業条件等の明示 一　派遣元事業主は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条の規定に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項（労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。）及び退職に関する事項についで、書

（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。以下同じ。）による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。 二　　（略）	面の交付（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。以下同じ。）による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。 二　　（略）

・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 347 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 9 日　本紙　第 349 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201009/20201009h00349/20201009h003490006f.html

○厚生労働省告示第 347 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和 2 年 10 月 9 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～十五　（略） 十六　情報の提供 派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。また、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績及び教育訓練計画については、インターネットの利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供することが望ましいこと。	第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～十五　（略） 十六　情報の提供 派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（以下この十六において「マージン率」という。）、教育訓練に関する事項、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期（以下この十六において「協定の締結の有無等」という。）等に関する情報を事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供すること。特に、マージン率及び協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。また、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績及び教育訓練計画については、インターネットの利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供

	することが望ましいこと。

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

○「学問の自由に政治が反発」

トランプ氏科学的証拠無視・学術会議問題　　ネイチャー紙

英科学誌ネイチャーは８日付の今週号で、「科学と政治の切れない関係」と題する社説を掲載し、新型コロナウイルスの感染拡大や環境問題などでトランプ米大統領ら世界中の政治家が科学的証拠を無視したり、おとしめたりする例か相次いでいると批判。菅義偉首相が日本学術会議の会員候補６人を任命しなかった問題にも触れ、「政治家が、学問の自律性や自由を守るという原則に反発している」と訴えた。

ネイチャーは、トランプ大統領が判明学に与えた問題を特集。社説でも、ブラジルの大統領がアマゾンで森林破壊が加速したという報告書を受け入れなかったり、英国で新型コロナの統計データが繰り返し不正確になったり、「議論の余地のない証拠を政治家が無視」する事態が頻発しているとした。

さらに、日本学術会議が推薦した会員候補のうち６人が任命されなかった問題も取り上げ、「学術会議は科学者の声を代弁する独立した組織だが、菅首相が、政府の政策に批判的だった６人の学者の任命を却下した。首相が任命する制度になって以来、初めてのことだ」と報じた。

その上で、「国が学問の独立性を尊重するという原則は、現代の研究を支える基盤の一つ。政治家がこの約束を破れば、人々の健康や環境、社会を危険にさらす」と懸念し、今後しばらくの問、より多くの政治ニュースを取り上げるとの方針を示した。＜朝日新聞　2020年10月9日＞

・日本学術会議問題、学界から声明続々　海外科学誌も言及

菅義偉首相が日本学術会議の新会員候補6人を任命しなかった問題を巡り、学界から相次いで声明や意見が出ている。政府に任命拒否の説明などを求める声が多い一方、海外誌では問題を引き合いに学問の独立性を尊重すべきだとの社説が掲載されるなど、波紋を広げている。

東京大は9日、五神真学長名でメッセージを出した。「問題に端を発した混迷と相互不信は学術が持つべき本来の力を大きくそぐ」と強調。「日本学術会議からの（説明を求める）要請に対する真摯な対応を政府に望む」とよびかけた。

国立大学協会の永田恭介会長（筑波大学長）は現状、学術会議への政府対応を静観するとしたうえで「個人的には過度に（政府を）忖度（そんたく）することがあってはならず、会議の姿勢が変わってもらっては困る」と述べた。

同協会副会長を務める東京外国語大の林佳世子学長は「人文社会系は自由な発想で主張するなかで、ある種の調和が生まれる」として、学問の発展に必要な自由な発言につながらなくなると懸念した。金沢大の山崎光悦学長は「政府がやっていることは直接おかしいと思わない。最後は法解釈だ」との認識を示した。

法政大の田中優子総長は5日に発表した声明で「首相が研究の『質』によって任命判断するのは不可能」と強調。「もし研究内容によって学問の自由を保障あるいは侵害するという公正を欠く行為があったとしたら、断じて許してはいけない」としている。

日本物理学会や生物科学学会連合など自然科学系の93学会は9日、「混乱を大変憂慮している」との声明を発表した。この規模での共同声明は異例で「多様な科学者の真摯な意見に耳をふさごうとしているのではないかと危惧している」と述べ、対話を進めて事態を収束するよう求めた。

英科学誌ネイチャーは8日付で、政治と科学の関係性を巡る社説を掲載した。学術会議の問題について「日本の菅首相が政府の科学政策に批判的だった6人の任命を拒んだ」と指摘。米大統領選やブラジル国内の問題も引き合いに「科学と政治の関係が脅威にさらされている。黙ってみていることはできない」とした。

米科学誌サイエンスは「日本の新首相は学術会議との戦いを選んだ」との見出しで記事を掲載。新会員の任命プロセスを「混乱させた」と指摘し「研究者たちは学問の自由の侵害であると主張している」と紹介した。＜日経新聞　2020年10月10日＞

・政府、10 回以上「総合的・俯瞰的」　学術会議の答弁＜朝日新聞　2020 年 10 月 7 日＞

・学術会議、5 年前から関与検討か　政府、有識者の提言を根拠に

政府は 8 日、日本学術会議の推薦会員候補 6 人の任命拒否問題に関し、2015 年の有識者会議の提言を根拠の一つとしたと明らかにした。加藤官房長官が記者会見で「提言の趣旨を踏まえて任命した」と述べた。提言は、任命基準に専門の業績以外の要素を考慮するよう促す内容。政府が少なくとも 5 年前から、人事関与を検討していた可能性がある。

会議は「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」。14 年 7 月に科学技術担当相の下に設置された。15 年 3 月の提言は、会員選考について「自らの専門分野の枠にとらわれない俯瞰的な視点をもって向き合うことのできる人材が望ましい」と意見していた。＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞

・菅政権の狙い…反政府的な言説なす者は公的支援ないというルールを教える＜共同通信　2020 年 10 月 9 日＞
・菅政権、学術会議にメス　野党「論点すり替え」と批判＜時事ドットコム　2020 年 10 月 10 日＞
――――――――――
・6 人任命拒否を「憂慮」　自然科学系 93 学会が緊急声明＜朝日新聞　2020 年 10 月 9 日＞
・学術会議任命拒否　「国は説明を」福島大学長が要望＜河北新報　2020 年 10 月 8 日＞
・政府、任命で業績以外の要素示唆　学術会議の会員拒否問題＜共同通信　2020 年 10 月 8 日＞
・違う基準適用し拒否なら法律違反と大西氏＜共同通信　2020 年 10 月 9 日＞
・「教養のレベルが露見」　任命問題、学者知事が強く反発＜朝日新聞　2020 年 10 月 7 日＞
――――――――――

・ゼロから解説、学術会議「任命拒否」問題

論点は？　安倍政権時から介入も

菅義偉首相が、日本学術会議を巡り、政府に批判的とされる新会員候補６人の任命を拒んだことが波紋を広げている。学者らは「学問の自由への人事介入だ」と激しく反発。政府は拒否した理由も語らない。安倍政権時代から、官邸側が同会議の会員選考に干渉してきた実態も徐々に分かってきた。「強権政治」の表れなのか。論点をまとめた。

■日本学術会議

Ｑ　学術会議とはどんな組織か。

Ａ　敗戦後の１９４９年、科学を行政や産業、国民生活に反映させることを目的に設立された。科学者が太平洋戦争に協力したり、動員されたりした反省を出発点にしている。

国の特別機関ではあるものの、政府からは独立し、政治とは一定の距離を保ってきた。政府の諮問に答えるだけでなく、中立的立場から政府、社会に助言してきた。

研究費などを通じた政府の締め付けが年々強まり、かつてのような影響力は衰えているものの、科学者の代表機関としての存在感は大きい。２０１７年には、軍事応用が可能な基礎研究に助成する防衛省の制度を「政府介入が著しい」と痛烈に批判し、注目を集めた。

Ｑ　会員数は。

２１０人の会員と、約２千人の連携会員がいる。「人文・社会科学」「生命科学」「理学・工学」の３部会からなる。会員になることは名誉とされ、特別職の国家公務員として手当が支払われる。国費から毎年約１０億円が支出されている。

Ｑ　どのように会員を選ぶのか。

Ａ　日本学術会議法は、優れた研究や業績がある科学者の中から同会議が候補者を選考し、首相に推薦。首相が任命すると規定している。任期は６年で、３年ごとに半数（１０５人）を任命する。定年は７０歳。

現会長は、１５年にノーベル物理学賞を受賞した梶田隆章・東京大教授だ。

■任命拒否

Ｑ　今回任命を拒否されたのはどんな人たちなのか。

Ａ　松宮孝明・立命館大教授（刑事法）や、小沢隆一・東京慈恵医大教授（憲法）ら６人だ。連携会員として

貢献してきた人たちで、会員になるのは順当とみられていた。人文・社会科学分野に集中しているのが特徴だ。松宮氏は１７年、共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法について「戦後最悪の治安立法となる」と指摘。小沢氏も１５年、国会で安全保障関連法を廃案にするよう訴えていた。

菅首相は１０月１日、同会議が提出した１０５人の推薦名簿のうち、６人を除く９９人を新たな会員として任命した。

Q　安倍前政権の施策に反対したことなどが影響したのか。

Ａ　菅首相は「一切関係ない」と否定している。

Q　ではなぜ任命しなかったのか。

Ａ　菅首相は「個別の人事に関することはコメントを控えたい」と述べ、理由を明かしていない。政府に異を唱える人物を排除したとの疑念がくすぶっている。

■浮かび上がった前政権時からの介入

Q　過去に任命を拒否した例はあるか。

Ａ　学術会議は前例がないと説明している。政府は１９８３年、形だけの推薦制であり「推薦していただいた者は拒否しない」と国会で明確に答弁している。選考方法が、学術団体を通じた推薦から、現行の同会議の会員による推薦に変わった２００４年以降もルールは守られてきたと言う。

ところが実際は、官邸が安倍前政権時から継続的に、正式任命前の選考過程に深く関与していたことが分かってきた。

Q　どういうことか。

Ａ　同会議が２０１８年、定年退職した会員の補充として後任を推薦しようとした際、官邸が同意せず、補充できなかった。１６年にも官邸が選考段階で難色を示し、欠員が生じた。

定期交代があった１７年には、官邸が１０５人の定員を上回る候補者のリストを示すよう求めた。同会議の当時の会長は５人程度多めにリストアップしたという。同会議は、今回も同様の要請を受けたが、応じなかった。

■１９８３年答弁との矛盾

Q　「推薦者は拒否しない」との１９８３年の国会答弁と矛盾しないか。

Ａ　そう感じても不思議ではない。

野党の追及を受けた政府は１０月６日、「推薦通り会員を任命すべき義務があるとまでは言えない」とする２０１８年１１月作成の内部文書を出してきた。「首相は人事を通じ、一定の監督権を行使できる」とも記されていた。この文書は非公表だった。

Q　大事な変更を秘密にしていたのか。

Ａ　政府は、公表しなかった理由について、過去の国会答弁の解釈を変更しておらず、齟齬（そご）がないためと説明している。

首相には「元々拒否権があった」との立場を取っている訳だ。ただ文書と答弁との整合性は今後、問われるべきだろう。

首相は報道各社のインタビューで「任命する責任は首相にある。推薦された方をそのまま任命する前例を踏襲していいのかを考えた」と語っている。

Q　政府内で、学術会議を行政改革の対象として検証する案が出ているのか。

Ａ　河野太郎行革担当相が示し、菅首相も９日、追認する考えを示したのだ。反発を強める同会議への「圧力」とも受け取れる。

■高まる抗議の声

Q　どんな影響が考えられるか。

Ａ　学問に欠かせない自由な議論を避ける風潮が生まれかねないかが心配だ。

Q　抗議の声が上がっているようだ。

Ａ　学術会議は、首相に対して、６人の任命を拒否した理由の説明と速やかな任命を求める要望書を提出した。教育系で国内最大規模の日本教育学会は「会議の独立性を脅かし、憲法の保障する『学問の自由』を侵害する重大な事態だ」とする緊急声明を出した。他にもさまざまな学会や大学が強い危機感を表明している。

Q　野党の対応は。

Ａ　共産党の穀田恵二国対委員長は「強権政治の発動だ」と批判。立憲民主党の原口一博副代表も「学問の発展によって恩恵を受ける人たちへの挑戦だ」と述べ、政府を追及している。
＜共同通信　2020年10月10日＞
――――――――――

・加藤官房長官が「**チャーハン論法**」？　学術会議の説明めぐり

閣僚や官僚の意図的な論点のすり替えを「**ご飯論法**」と名付けた法政大の上西充子教授は８日、自身のツイッターで、菅義偉首相が日本学術会議の会員候補の任命を拒否した問題をめぐり、過去の国会答弁との食い違いはないとする加藤勝信官房長官の説明をチャーハンに例えて批判した。

上西氏は、加藤氏の記者会見の動画と並べて「『エビチャーハンを作っていたのを玉子チャーハンに変えましたよね』という質問に『同じシェフが作っており、その点においてなんら変わりはない』と言っているようなもの」と表現し、「ご飯論法」と同じ論理を展開した。

これに関し、加藤氏は８日の記者会見で「例えの意味がにわかに分からないが、説明が分かりづらいという指摘に対しては、しっかりと説明できるようにさらに努力をしていきたい」と述べた。＜時事通信　2020 年 10 月 8 日＞

********** 以上 **********